

個人情報の保護に関する法律に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 170 条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 40 条では、法第 26 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 163 条並びに第 164 条に規定する権限が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された場合において、他の法令により事業者に対する報告徴収又は検査権限に属する事務の全部又は一部が地方公共団体の長等の事務とされているときは、当該地方公共団体の長等が上記条項に規定する権限に属する事務を行うこととされています。

令第 40 条の規定に基づき、地方公共団体の長等が行う上記条項に規定する権限の対象となる事業者のうち、個人情報保護委員会で把握しているものは次のとおりです。

【概 要】

省庁名	法令数	対象事業者数
国家公安委員会	2	2
金融庁	7	9
農林水産省	4	10
国土交通省	3	5

地方公共団体の長等が処理する事務

令和 7 年 4 月 1 日現在

省庁名	根拠法令	対象事業者	執行機関	共管省庁
国家公安委員会	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	都道府県暴力追放運動推進センター	都道府県公安委員会	—
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	犯罪被害者等早期援助団体	都道府県公安委員会	—
金融庁	労働金庫法	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫	都道府県知事	—
	信用保証協会法	信用保証協会	都道府県知事（市町村の区域を越えない場合には市町村長）	経済産業省
	農業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	都道府県知事	農林水産省
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	都道府県知事	農林水産省
	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者（第三号事業を行う者及び第四号事業を行う者を除く。）	都道府県知事	国土交通省
	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む小規模不動産特定共同事業者（小規模第二号事業を行う者を除く。）	都道府県知事	国土交通省

省庁名	根拠法令	対象事業者	執行機関	共管省庁
農林水産省	農業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会（信用事業を行う都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会及び農業協同組合法第10条第1項第11号又は第12号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	—
	農業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（信用事業を行う都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	—
	水産業協同組合法	共済水産業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	—
	水産業協同組合法	漁業生産組合	都道府県知事	—
	水産業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会	都道府県知事	—
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	都道府県知事	金融庁
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	都道府県知事	金融庁

省庁名	根拠法令	対象事業者	執行機関	共管省庁
国土交通省	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者(第三号事業を行う者及び第四号事業を行う者を除く。)	都道府県知事	金融庁
	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む小規模不動産特定共同事業者(小規模第二号事業を行う者を除く。)	都道府県知事	金融庁
	宅地建物取引業法	一の都道府県の区域内のみ事務所を設置して事業を営む宅地建物取引業者	都道府県知事	—
	不動産の鑑定評価に関する法律	二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者以外の不動産鑑定業者	都道府県知事	—
	不動産の鑑定評価に関する法律	その事業が二以上の都道府県にわたる不動産鑑定士等の団体以外の不動産鑑定士等の団体	都道府県知事	—